

公共下水道事業受益者負担金事務に関する説明会 会議録	
開催日時	平成 26 年 5 月 27 日（火） 午後 6 時 30 分から
場 所	白馬村役場 201 会議室
出席者	住民 26 名（出席者名簿上の人数） 太田村長 上下水道課：酒井課長、田中課長補佐、長澤主査

## 1. 開 会

酒井課長が、説明会を開会する旨を述べた。  
また、概ね午後 8 時 30 分に終了予定である旨を述べた。

## 2. 挨拶及び経過報告

太田村長が、これまでの経過について説明した。  
《説明要旨は別紙》

説明の後、次のとおり付け加えた。昨日第 1 回目の説明会を開催させていただいたが、その中で厳しいご指摘もいただいた。この改善報告書を作るにあたっては、私どもとしては隠すことなくすべて正直に申し上げたつもりであるが、その意図がなかなかご理解いただけない部分もあったかと思う。それらの問題については今晚もご意見等が出ようかと思う。そうしたことを真摯に受け止めながら、足りない部分についてはまた皆様にお知らせする機会を作る、そんなことを繰り返しながら皆様にご理解をいただきたいと考えているし、大変な迷惑をかけたことは十分に反省しつつも、やはり次のステップに向けて事務事業を進めていかなければいけない状況でもあるので、是非、私どもの思いを村民の皆様にもご理解いただき、終止符が打てればと思っている。

これから担当より経過の説明を細かく申し上げ、次の説明会に進めさせていただきたいと思っているので宜しく願いたい。

## 3. 事務改善報告書の説明

田中課長補佐が、「白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書概要版」に沿って、記載内容について説明をした。

《説明要旨は別紙》

酒井課長が、加入分担金制度について補足説明をした。

《説明要旨は別紙》

## 4. 質疑応答

**Q.** 都市計画法第 75 条で受益者負担金は規定されているが、加入分担金制度は都市計画法に抵触しないのか。もう一点は、事務改善報告書をまとめるにあたり、調査は十分であったと考えるか。

**A. 田中課長補佐** 加入分担金の根拠法令は地方自治法である。受益者負担金は都市計画法が根拠法になっている。加入分担金制度が都市計画法に抵触するという判断はしていない。

調査が十分であったかについては、昨年 4 月からこの問題の担当になり調査を進め、年度末には報告書をまとめるという年間スケジュールで作業してきた。自分の中ではかなりの労力を注いだつもりである。調査量についてはある程度やったつもりだが、調査数については自身で評価することはできない。

**A. 酒井課長** 報告書を作るにあたり、全職員が目を通して内容の確認をしている。また、議会にも示して意見をいただき、最終的に報告書としてまとめた。現在できる可能な限りの調査を行ったというのが私の認識である。

**Q.** 情報発信についてであるが、村のホームページによると5月1日現在の白馬村の世帯数は3815世帯である。今回の説明会の案内、概要版の配布は地区を通じて配布された。区に加入している世帯数はホームページ上の数字を計算すると59%になる。ということは、残り40%の世帯には配布されていないことになるが、このことについてどう考えるか。

概要版の最後のページには積極的な情報開示とあるが言い過ぎではないか。また、事務改善報告書を1枚20円のコピー代金を支払って入手した人がいると聞いたが、これは取り過ぎではないか。下水道問題に限らないが積極的な情報開示とうたうならば、資料については無料で提供するか、あるいは恐らく3円から5円であると思うがコピー機のレンタル料金にすべきではないか。

二点目は制度の見直しである。概要版の制度的要因には900円という受益者負担金の単価設定に問題があったとしているのだから、単価の見直しが当然ではないか。受益者負担金に関する国の指針があったのか。制度の見直しの二つ目は加入分担金制度である。報告書では、多くの問題点ははらんでいることから制度の見直しを検討しているが、どういう見直しを検討するのか。

三点目は不公平感の問題である。これは昨年1月に地域役員懇談会でも言ったが、負担金を払った人と時効により払わなかった人、900円と1350円の単価の問題、同一地区でも区域外とされた者、みそら野、どんぐり、落倉のように事業が未実施の地域といった不公平感の問題について、どのように解消するのか。村長は議会の場で、謝るしかないと答えたようだが再度確認したい。

最後に意見であるが法的な問題である。受益者負担金条例では、第1条に根拠法令を都市計画法第75条とうたっている。その下に加入分担金規則があるが、その規則では地方自治法を根拠法令として引用している。親となる条例が地方自治法をうたっていないのに、子である規則が地方自治法224条を適用するのはおかしいことである。これを勝手に決めるのはおかしいことであるが、法的解釈は現在裁判で争っているようだが、こういった二つの根拠法があるがために実務に混乱を来たしたのではないかと思う。この際、条例や規則を抜本的に見直すべきであると思う。

**A. 太田村長** 情報開示に関連することで、区に加入していない世帯が40%を超えることについての考えであるが、協働による村づくりを進めていく上で区への未加入世帯が30%を超えるということは、既にコミュニティが崩壊しているという厳しい意見を言われたことを思い出す。こうした情報がそれぞれの皆様に届くようにするには、少なくともコミュニティに参画してもらうという基本を作り上げていきたい。これについては下水道問題がどうこうと言う前に、村民全体が意識を持っていただくことが大事だと思っている。

コピー代金については、今後、庁内会議で検討して答えを出したい。

制度の見直しについては、これまで大半の方から条例に従い納付していただいている。その制度を廃止するようなことは現状では無理であると考えている。加入分担金制度の見直しについての詳細は担当課から話をしたが、制度の見直しに至るまで、当時の担当課の職員としては納付をする方々の負担を軽減してあげたいという姿勢で取り組んだことが、結果として裏目に出でってしまったと思っている。その時代の状況に応じた考察をして取り組んできたことであるのご理解いただきたい。

不公平感の問題であるが、排水区域内と区域外の線引きについては、平成6年頃の受益者負担金の徴収にあたってどういう経過であったか正直私もわからないところであるが、こうした問題が起きた結果を受けて、不公平感を感じる人も大勢いると思っている。今、村長という立場にいて総括をしてみれば、1億500万円余のお金を戻せというのは不可能なことであると理解している。この1億円に対しての対応はお金ではなく、これからの姿勢で村民の信頼に応えていくしかないと考えている。

最後に下水道の未整備地区であるが、この下水道問題が決着し新たな取り組みができなければことを進めるわけにはいかない。現在、未整備地区の大半の方が浄化槽を設置している。更には区域外の方には浄化槽設置の補助金も出しているなど、それぞれの事情がある。そういったものを精査しながら進めていかなければならないのと同時に、進めるにあたっては、この轍を踏まないような方法を考えていかなければならないので、結論についてはしばらく時間をいただきたい。

加入分担金制度の見直しについては、担当課から説明をさせる。

**A. 酒井課長** 受益者負担金の単価を設定するにあたり国の指導があったかについてであるが、末端管渠整備費相当額を受益者負担金とするという全国的な基準について、当時、国県から指導があった。

下水道事業に着手した市町村の関係であるが、大北地方では白馬村が最初であった。中信平でも下水道事業を行っていたのは松本市だけであった。県内の町村で下水道事業を行っていたのも下諏訪町、東部町（現東御市）で、山ノ内町がやっと着手するかどうか。野沢温泉村はバキュームカーが入れないといった別の理由で既に進んでいたが比較できるような対象ではなかった。それから辰野町が着手するかしないかという状況で、とても県内には参考にできる町村がなかったという状況であった。そこへ国県の方針で、受益者負担金単価は末端管渠整備費相当額であるという指導を受けていたので、それを精査して900円という単価を決めさせていただき、議会に諮って決定したというのが当時の状況である。その900円についても、住宅地には20%の減免制度を設けて負担軽減を図り720円としている。税務の前納報奨制度と同様の制度を設けて、一括納付していただければ実質600円台となり、当時としては十分に理解が得られた単価であったと感じている。平成9年まで下水道課に在籍しており、地元説明会にも出席したが、最初はなかなか理解が得られなかった方もいたかもしれないが、当時としてはこの制度は理解されたと感じている。

また、下水道整備の関係であるが、オリンピックが決まり国際大会を開催するのに、下水道を整備しなければならないという気持ちは村民が皆持っていたと思う。下水道の整備にあたってはとても理解されており、和田野地区もオリンピック前に供用開始をした。和田野地区はご存知のとおり道路が一本しかなくて、失礼な言い方ではあるが行き止まりになってしまう地形であり、下水道工事が入れば当然道路を掘削することから、完全に通行止めになってしまう。そんな状況であっても営業を続ける方や地域の方々と話をする中で、通行止めをしてでも下水道を整備してほしいという陳情や要望を当時の役員から受けて進めたものである。すでに浄化槽が入っていた方も多かったと思うが、浄化槽のシステムとしては浄化発散方式であり、和田野地区の地質では浄化槽を設置しても、十分に土の中に浸透したり適切な処理ができなかったということが多分にあり、実際は処理ができずに側溝に汚物が流出していた状況であり、特に年末年始の八方、和田野地区にお客さんが多い時期には明らかにそういった状況になり、大楡川は冬になるとドロドロした水が流れ、石に黄色い苔が生えたようになり、春になると無残な状況になっていたというのが、昭和の終わりから平成の初めまでであった。この下水道整備が終わり、八方地区と和田野地区の皆さんが繋ぎこんだことによって、今、大楡川の水は非常にきれいな水が流れることになり、20数年前の水の流れや石の状態を知っている方からすれば、この下水道事業を行ったことについては十分な同意を得ていると感じている。

不公平感の問題であるが、下水道整備未実施の区域については、浄化槽に対する補助金を交付している。ちなみに現在村内の汚水処理人口の普及率は95%である。95%の方々が、公共下水道、農業集落排水、もしくは浄化槽という形で汚水の処理ができていく状況である。今後も引き続き浄化槽については整備を行っていく。また、公共下水道区域、農業集落排水区域に隣接して、十分取り込みが可能といった区域には、区域外流入といった形ではあるが、それなりの助成をする制度もあるので、未実施に対する不公平感というのは解消されていると考えている。

次に加入分担金制度の見直しであるが、現在課内検討中であり具体的な内容はまだお示しできないが、見直しは必要であろうという認識のもとに検討しているという状況である。

**A. 田中課長補佐** 国の指針の関係を具体的に説明すると、「下水道財政研究委員会」が昭和60年7月に第5次の提言をしている。第3次の提言以降、末端管渠整備費相当額とされたが、それまでは、賦課額は事業費の三分の一から五分の一とするように指導されていた。第5次の提言内容は、「引き続き、例えば末端管渠整備費相当額を目安とすることが適当であり、負担金が適切な水準を下回っている地方公共団体においては、その適正化に努めるべきである」とあり、これを国の指針と呼んでいる。

**Q.** 和田野がどうしたという内容は質問していない。区への加入率の59%という数字は、村のホームページから計算したものである。村長が言う30%が加入していないということではない。41%の人には説明会の案内と概要版は届いていないことになる。全部で何戸に配布したのか。また、加入分担金の見直しについては、どういう見直しをするのかというのが質問である。

**A. 太田村長** 未加入世帯の件であるが、現在は41%が加入していないという計算のようだが、私

がお答えしたのは、30%の方が区へ加入していないという時点で、既にコミュニティが崩壊し始めたと言われたという話をした。

**A. 酒井課長** 具体的な見直しの内容については、受益者の異動に伴う異動申告書の提出の周知というのが決まっている内容である。

**A. 田中課長補佐** 今回の配布部数は正確な数字は今ここではわからないが、村から区長等を通じて月に2回配布する部数は、メルヴェール、太陽ハイツ等を含めて約2900件ほどである。今回の概要版は4000部作成し、ユーテレ白馬、村のホームページ、広報無線等を使い、直接役場の窓口でもお渡しする旨を案内した。

**Q.** 村長、各担当が努力しているのは分かったが、問題点があったと思うし、今までの行政は何をしてきたか不思議に思う。改善策も示されているが村長以下これを真摯に捉えて、特に固定資産税との徴収の一元化も必要であると思うし、こういうことが起きないように、時効の中断をしなかったことや誤って徴収した負担金を還付するなどということは考えられないことなので、十分に反省して再発防止に努めていただきたい。改善報告書はよく練って作成されたと思うが、これらについては内部監査員がやるのか課長がやるのかはわからないが、チェック体制を確立して、白馬村が再発展できるように努力してもらいたい。白馬高校の存続や観光地として注目の地域でもあるので未来ある白馬村を築いてもらいたい。

**A. 太田村長** 只今ご指摘をいただいたことについては弁解の余地はないと考えている。昨日も再発防止に向けては職員も隠すことなく話をしたと思っている。課内だけではなく庁内横断的に問題を共有しながら、他事業においても、特に金に係ることについては透明性を高めていかなければならないと思っている。

**Q.** この報告書を見ると過去の事実に対して、法律、条例、規則に照らして、事細かに分析をして問題点を抽出してあり、今後の事務改善としては大いに役立つと考えているし、担当者の努力は評価したい。ただし残念なのは、この報告書は上下水道課の事務改善であって、下水道問題の検証になっていないということを村長にお願いしたい。

コピー代の話も先ほど出たが、村民に向けた報告書なのに村民が入手するのに2000円も取っていいのか、希望者には無償配布するくらいでないかと事後報告書とは言えないのではないか。このくらいのことは庁内で検討しなくても、村長がすぐに答えるべきではないか。

村長はこの問題に対して、職員の知識不足や不適切な事務処理と言い、職員が不始末をしたので損害賠償を請求して懲戒処分もし、あとは事務の改善をして終わらせようとしているようだが、抜本的な改善がなければ改善にならないと考える。私は職員を全面的に弁護する気はないが、根本的に住民に理解しにくい受益者負担金の制度が全国的にトラブルになっている。さらに白馬村では監査報告で法外に高い受益者負担金の単価であったとしている。また法的に強制執行ができることになっているが実際にはできないと思う。北信越管内でも強制執行をしたケースはないと賠償判定委員会で言っている。それにもかかわらず、強制執行しなかった職員が悪い、時効にしてしまったのがけしからんという問題ではないと思っている。それなのに現職の課長は損害賠償を請求され、懲戒処分を受け、私が職員だったらこんなことやられてられないと思う。一生懸命やっている職員もいるのだから村長はもう少しこういう観点から見てほしい。

また、一番の問題は賦課替えの問題である。先ほど村長は、前向きに検討した結果である言ったが、賦課替え制度は廃止しなければいけないと思う。

次に本当に強制執行を行うのか。恐らくできないと思う。さらにもしも強制執行を行えば未納はなくなるはずである。そうすれば賦課替え制度の必要はなくなる。

また、「加入分担金制度は大きな問題をはらんでいることから制度の見直しを検討する」と言っているが、問題発覚から2年以上も経っている。議会でも最初から問題視された。去年の6月議会では、村長が自ら「適法性にいささか疑義を持ち始めた」と言っている。住民監査請求の結果でも「適当でない」と推測されるとされている。前議会の調査委員会でも「適法であるか疑問である」と言われている。これだけ言われているのに未だに検討する段階なのか。これは村長の責任問題である。時効問題は長年の責任であるため太田村長の責任だけではないが、この2年間は村長の責任であるし、村長が抜本的な決断をしないと後に向けた解決にはならない。

次に負担金単価の900円の問題であるが、国の指導という話もあったが、今後検討してほしいのは、福島市では国の指導により4分の1にしたということがホームページで紹介されている。長野市も末端管渠整備費の25%としている。本当に900円が正しかったのか。白馬村でも1200円を900円にした努力の跡は見えるが、どうだったのかと思う。私は900円の単価を引き下げて差額を支払った人に返すべきだというのが提案である。なぜかというと不公平の問題よりも本当に無理して支払った人はやり切れないと思う。白馬村では受益者負担金として支払われたのは15億円。それに対して賦課をしたけれどももらえないものを計算すると14億円を超えている。これを聞けば「そんなに払ってない人がいるの？」という話になる。内訳は、不納欠損額、時効が過ぎてから徴収して返した額、徴収猶予、賦課替えである。こんな状況であるのならば、900円を引き下げて少しでも不公平感を解消してほしい。実際に村では平成13年度に賦課替えの規則を制定したときに既に徴収した受益者負担金を還付した経過がある。還付については現状の規則でも規定してあるのだから、村長の決断ですぐにでもできると思う。次のステップに行くにはこういった抜本的な改訂をして皆で次に進みたい。私も2年間これを勉強してきており、担当者も大変かと思うが是非村長の決断を仰いで解決してほしい。

**A. 太田村長** コピー代を20円徴収することにこだわっているわけではない。これは村長の決断でどうにでもなるということには違いないが、検討をしながら結論を出していくということは逃げていくわけではないということをご理解いただきたい。

懲罰を与えられた職員は、仕事をやられているかと思うという点については、決して好んで懲罰をしたわけではない。他の村民からはきつい言葉をいただいていることもある。そうした点も踏まえ、他所で起きた事例等も参考にしながら、第三者機関に判定していただいた結果がこういうことであった。ただ私と副村長にあっては、職員に負担を強いる金額よりも少ないということは村民理解が得られないと考え、自発的にその責任を負うという考えから、給与月額を百分の二十と百分の十減額することを自ら決めたものである。職員には大変な負担を強いたが、責任の取り方の一つとして、この事例を持って仕事に対する意欲を失わないようにすることが、これからの私の施政にもよるところだと思う。

賦課替えについては、正直なところ法的なことまですべて理解しているわけではないが、負担金制度そのものを変えてきたという裏には、どういう事情があったかわからないが、賦課をされた負担金を納入するには、それぞれの事情があり大変厳しいという人を何とか軽減したいという良心的考えから出た結果であろうと想像する。そうしたことを加味せずに、法に則った強制執行を行っていけばなかったらという所につながるが、それは職員としても到底する気にはならなかったら、何とか配慮したいということが問題を複雑かつ理解されにくいものにしてしまったのではないかと思う。過去の経過を見ると、もう少し違った方法はなかったかという思いの中で、法的にいかがなものかとの考えを持ったということを書いてきた。決して過去の人をどうこうではなく、その時代、その状況にあっては最善の方法と考えて取られたことと思う。これから私が決定していかなければならないことは、きちんと対応していかなければならないと考えるのでご意見については謙虚に受け止めたい。

**Q.** 村長の回答を聞いていると下水道問題そのものという感じである。冒頭のあいさつで村長は、これで打ち切りにしたいという趣旨を一言述べたと思う。昨日も同じ説明会に出席したが、村長は第1回の会であると明確に言った。この第1回というのは、今日が第2回、明日が第3回という意味なのか、こういう会を始めてやるので第1回として、次またあると予告したのか。こういった点が非常に曖昧ではっきりしない、これが下水道問題の本質である。

村長は、昨日色々な批判を受けたとも言ったが、批判について何がどうかということは一言も話さなかった。大事なことなのでもう一度言うが、この報告書は、内部調査であり外部の専門家あるいは第三者委員会が評価したわけではない。厳しく言えばこんなものは八百長である。こういう言い方は職員に対して失礼かと思うが、この報告書は評価できる点もあるが、どこか根本が間違っている。そのどこかと言った一つは、この報告書を読んでも村長についての言及は1箇所もない。これは八百長である。現職の村長だけではなく前職もそうであるが、最高責任者についての言及がないということは一体どういうことなのか。おかしいと思わないか。これだけ率直に書くならば最高責任者に対する言及があってもおかしくない。内部でいくら一生懸命やっても外部の評価がないわけだから客観性が担保できない。

この報告書を何回も読み直してみたが、担当者の記憶で書けるようなものではない。基礎になる

資料を持っているわけである。ところがその基礎資料がどこにあるのか、何ページにその言及があるのかという記述がないので、その内容が正しいかどうか確かめることはできない。結果だけの報告なのだから、我々は「あーそうなのか。」となるか、果てしなく疑問を持つかのどちらかである。もう信頼ができないという人は何を言われても信頼ができなくなる。そういうことがあるので、この問題を片づけないと村にとって大事なことができないわけだから、村長のこれで終わりにしたいという気持ちはよくわかるし、私だって早く終わってもらいたい。しかし、外部評価をもらうなどの検証を十分やらないで、客観性が十分に担保もされないうちに終わりにして次に行くというのは村政の根幹となるこういう問題を放置してお認めくださいというのは無理だと思う。外部の評価についてはやる気はないのか。

**A. 太田村長** 第1回と言ったのは、率直に第1回目の説明会を開催させていただいたと言っただけで、次に続くものがあると理解している。

外部評価については、私は職員に我々が知り得たことは包み隠さず検証していこうと言ってきた。そうしたことから資料がない中で担当課の職員は一生懸命にやってくれたと思う。従ってこの一年間、担当課が十分な調査をしてくれたのには、第三者委員会以上に細部にわたる問題提起をしてくれたと思う。そういうことから、外部調査をしないと客観性が保てないからこの報告書は信用できないというきつい指摘であるが、我々が理解をいただくためには、外部調査をする以外に方法がないという意見が多ければ、議会とも話をしながら結論を出していきたい。このように話すと言議に責任転嫁をすると取られるかもしれないが、これまでも隠すということは一切考えてこなかった。質問があれば誠意をもって答えていくということにはいささかの懸念もない。

**Q.** 私には回答がよくわからない。実際にやると言っているのか、検討するということだと思うが、必死になってやるという気持ちが伝わらない。これが本当に困ることである。家族を犠牲にしてもやる、全財産を投げ打ってもやる、この村を守るという気迫を感じたい。どうしてそういうことが言えないのか理解できない。

もう一つの質問であるが、職員の処分と自らの処分を既にしたが、検証がまだ済んでいないのにどうして処分が可能だったのか理解できない。すべての検証が終了してから、何年から何年に関わった職員の処分はこうだとすれば職員も納得するだろうが、多くの職員は必ずしも納得していないようである。それは当然のことである。1年間分だけを相手にしても不十分である。過去20年を超えることなのだから十分な検証を行った後に処分することが大切ではないか。それと、村長を含めて既に退職した者の責任は棚上げになっている。そんなことをやればこの村が潰れると考える方もいるだろうが、そんな事で潰れるような村なら潰した方がよい。そういう事にならないように岩盤のような基礎を作らなければならない。そのチャンスが今回これで終わりだと思っている。

**Q.** これでは検証は終わっていない。過去20年間の問題があるのではないかという意見が出たが、そう言えば私もそう思うが、是非この機会に村長の不退転の決意を聞きたい。

**A. 太田村長** この3回の説明会で、それぞれ発言されたことを庁内で検討しながら、私の結論を出していきたいと思うので少し時間をいただきたい。

## 5. 閉会

酒井課長が、他に質疑等を求めたが無く、説明会を閉会する旨を述べた。

20:40 閉会